

# 森有礼とホーレス・マン

—「宗教自由論」を中心として—

秋 枝 蕭 子

## 〔序〕

初代文部大臣森有礼には、十九世紀アメリカ随一の教育行政家ホーレス・マン(Horace Mann)の影響がかなり大きかったのではないかと推論を、かつて私は「森有礼と女子教育—ホーレス・マンとの関係」と題する小論(「文芸と思想」第32号)において発表した。その中では、主として森の女子教育観及びその実践に見られるマンの影響に焦点を置き、その他の類似点は羅列するにとどめた。

本稿においては、森有礼自著の英文でかかれた小論文“Religious Freedom in Japan”(日本における宗教の自由)を中心に、森とマンの宗教観及び、教育観(該論文中に展開された点に焦点を当てて)を比較検討しつつ、森に及ぼしたマンの影響を探求したい。

森のこの小論は、森の若年期(明治五年、森の満二十五才の時)に書かれたものであるが、英文で書かれたという、もの珍しさや、また翌明治六年のキリスト教解禁に間接的にかかわったと考えられる意義だけでなく、この小論中に展開された森の宗教観の中核をなす

良心の自律性への信念と、さらに文明進歩の原動力としての教育の重要性の主張とは、その後の森にとって、その生涯を貫いた理想と実践の基盤となったことを考え合わせる時、この小論は森有礼理解にとって重要な意味をもつものとなる。しかも、この論文においてこそ、森自身が Horace Mann を最大級の敬辞を以て紹介し、その文章を二つ引用しているのであるが、それらの二文章は、それぞれに教育に関してのマン及び森の考えの基本的なものを象徴しているものであり、マンと森の関係、特に森に及ぼしたマンの影響を推論するのに貴重な鍵となり得るものと考ええる。

しかし、かつて森有礼理解上きわめて重要なものとしてこの「宗教自由論」を論評された武田清子氏<sup>(註1)</sup>や、国家宗教反対の意味をこめて重要視している坂元盛秋氏<sup>(註2)</sup>等は、この「宗教自由論」を要訳又は全訳されつつ、その中でマンの文章も訳出されているが、それ以上にマンと森の関係を追求することなしに終っている。他の森研究者等においては、この「宗教自由論」はあまり重視されず、ましてマンと森の関係に言及したものは、私の知るかぎり、少くともこれま

で皆無といつてよいだろう。

ところで、森がマンのことを熟知していたに違いないと推察されることは、既に前記の拙論「森有礼と女子教育」中でも述べて置いたが、本論の中心課題の“Religious Freedom in Japan”中のマンの引用事実以外にも、種々の理由から明白だと考えられるのである。もとより、Horace Mann (1796~1859) は森有礼 (1847~1889) より半世紀早く生誕し、森が渡米した時(第一回は1867~68、第二回は1870~73) には既に死没後であったから、森がマンの声咳に接することはあり得ない。しかし、滞米中の森が最も情熱を傾けて探究したのは教育事情であつたと森の属官だった木村匡が「森先生伝」中に書いていること<sup>(註3)</sup>から推しても、十九世紀アメリカ最大の教育行政家であり、アメリカ公教育の父と称せられているマンについて森が研究しなかつた筈はあるまい。(現在国会図書館に「明治八年文部省交付」印のある Horace Mann の著作書二冊があるが、一冊はマンが初代マサチューセッツ教育委員会教育長として執筆したところの有名な年次報告書の集成書であり、他はその他の講演論文集及び第一及び第二年次報告の集録書である。これらの本には森有礼の名はないが、前記木村匡の伝記中に、森が明治六年駐米公使より帰国した際、米國より持ち帰った書籍を基本に書籍館設立を企画したが、その後方針を変えてそれらの書籍を文部省に納めたと述べていること<sup>(註4)</sup>と思ひ合わせると、前記の二冊のマンの著作集は森が文部省に納めた本ではなかつたかと想像される。)

また森の伝記作者が記すところによれば、駐米外交官時代の森は、閑さえあればマサチューセッツ州やカネチカット州へ出向い

て、その教育事情を視察したというが、マサチューセッツ州こそ、マンが初代教育長として一八三七年から四八年に至る十二年間、各種の教育改革を断行して、全米教育の中心地となつたところであり、カネチカット州はその隣接州として、マサチューセッツの教育の影響を濃く受けた地であつた。<sup>(註6)</sup> (尚、マサチューセッツ州議事堂の正面玄関にはマンの大きな銅像が立っている。)

さらに、森の伝記作者達が、滞米中の森が一番深い親交をもつたと記しているチャールズ・サムナー(Charles Sumner)は、生前のマンの親友だった人であり、人類社会の教化向上を目指して共働した仲間であつたから、<sup>(註7)</sup>サムナーを通して、森はマンにつき多くを聞き知つたに違いないと想像されるのである。(サムナーとマンの親友関係についても、私の知る限り、森の伝記作者達も、多くの森研究者達も全く言及していない。)

その他、森の駐米外交官時代、米人秘書のランマン(Charles Lannan)に命じて編集させた“Life and Resources in America”の中でも、マンをアメリカ公教育の父として紹介し、また森有礼編“Education in Japan”の中の、特に米國教育局に依頼して書かれた「米國教育概略」中では、マンは師範教育推進者として高く評価されている。

なお、森の駐米公使時代に留学生として渡米した日賀田種太郎(男爵)は、後年その回顧記中で、渡米後、彼は森の好意によって合衆國教育局長イートン(John Eaton)に紹介され、さらにイートンの紹介状をもらつて、ボストン市郊外ケンブリッジに在任のマン未亡人を訪れ、彼女から勉学に関し亡夫マンを参照に種々のよいアドヴァ

イスを受けたエピソードを記しているが、恐らく森はマンの妻であったと同時にその優れた秘書でもあったマン夫人についても承知して、若い目賀田青年にマン夫人訪問をすすめて、わざわざイートンの紹介状を得るよう配慮したのではないかと想像されるのである。

以上の諸点を勘考する時、森がその小論“Religious Freedom in Japan”の中でマンの二文章を引用するに際して、マンを紹介した次の如き敬辞の数々、即ち“the renowned Horace Mann”, “one of the most distinguished American characters”, “a most eminent writer on education”, “another sagacious and emphatic word by the same great personage”等々の言葉(註9)は、単なる儀礼的形容詞ではなく、森が心底からマンに深く傾倒し、尊敬していたからこそその敬辞であったと考えられるのである。そして後年、初代文相としての森の言行において、国や状況の相違によるニュアンスの差があるにせよ、マンとの類似性が驚くほど強く見られるのを知る時、森がマンから受けた影響は少なからぬものがあつたのではないかと思われるのである。

## 〔一〕「宗教自由論」著述の背景及び論文要旨

### (a) 著述の背景について

“Religious Freedom in Japan”は明治五年(1872)十一月二十五日(太陽暦)、ワシントンにおいて英文で書かれ、形式上は、当時日本の最高政治責任者たる太政大臣三条実美宛の建白書の形をとっているが、これは吉野作造博士(註10)の解説をまつまでもなく、一方において日本の政治当局者等に信教の自由を訴えると共に、他方広く

アメリカ人をはじめとする西欧人に読まれるべく、敢えて英文で書かれたものと解される。

当時の日本は、明治維新後日浅く、一方では開国・開明政策を進めながらも、他方、徳川三百年の鎖国政策の名残りとして、キリスト教はいまだ禁止されたままであり、明治初頭には維新新政府の開明策を期待して名乗り出たキリスト教徒等を大弾圧した事件が相つぎ、西欧諸国、特にアメリカから厳しい批判が起っていた。明治五年渡米した岩倉具視特命全權大使等一行も、このキリスト教禁止政策できびしく糾弾されたと伝えられるが、森のこの小論が書かれたのは、岩倉一行の離米後三カ月の頃であり、まさに、これらの事情を背景にして、信教の自由の主張とともにキリスト教に対する理解を示す必要があつたのであろう。

同時にこの小論の書かれた背景には、今一つの重要な問題があつたと考えられる。即ち維新の王政復古⇨天皇神格化の波に乗って、国学者及び神官等による神道の国教化運動が強力に推進され、明治二年には唯神の大道宣揚を図る為、宣教使が設置され、それを所管する神祇官を太政官の上位に置き、翌明治三年には大教宣布の詔勅さえ発布されて、神道は一時、事実上の国教とみなされた。これはその後、明治四年八月、神祇官を神祇省に移管し、さらに翌五年三月、教部省に再移管することにより、神道の国教化は中止されたが、その後も神官等による神道の鼓吹及び国教化運動はたゆまず進められていたのである。このような傾向に対し、西欧的な基本的人権思想を深く学び知っていた森は、「良心」に対する危機として恐れ、神道の国教化を未然に防ごうとしたのも、この小論の一目的で

あったと考えられるのである。前記の坂元盛秋氏も同様の見解を示していらる。<sup>(註1)</sup>

### (b) 宗教自由論の要旨

(1) 先ず冒頭に、「多くの重要な人間的諸関心事中で宗教的信仰は最も重大なものである」とし、良心の自由、特に信教の自由は人類の天賦の権利であり、同時に文明進歩の基であると宣言している。しかし日本にはこの信教の自由に関する神聖な権利認識の伝統がなく、むしろ、日本の愚民政策や素朴観・自然観に馴らされた人々には、良心の自由思想は奇異で恐ろしく感じられるかもしれない。まづ偏見や無知の除去が必要である。

(2) 次に日本政府当局（教部省）が相互に対立する仏教及び神道を結合しようとしたり、新しい宗教を創設してこれを国教化しようとする企を痛く非難し、各人はその思想及び行為の責任を自らの創造主に負うているのであり、その責任観と行為の自由を奪われれば、もはや真の人間ではない。まして政府当局が新宗教を創設することは道理でなく、宗教とは決して他から売られたり強制されたりすべきものではない。それは理性的存在としての人間の義務であり、相互に自立した人間として我々は精神的諸真理について信念や明察を持つことが出来る。また我々の知的及び道徳的世界には無限の多様な美があり、多様な宗教的信仰は人間精神にとって興味ある且つ啓発的な光景である。ここでエマソンの「我々が今日間違いだという諸宗教も、かつては真理であった」の語を引用しつつ、宗教の時代による変遷性を説いている。

(3) さらに論を進めて、キリスト教に対する日本の現状（キリス

ト教禁止）の分析とその率直な批判を試みている。即ち、外国からの新しい教義の侵入に対する恐れは、日本の過去におけるキリスト教が齎らしたと思われる諸紛争の経験からだが、同時にキリスト教の善悪分析能力がまだ日本人に十分でないからだとし、一般に信じられているキリスト教に対する誤解や偏見を三つあげている。即ち一つはキリスト教は邪悪と迷信の教と思つてゐること、第二はキリスト教は社会階級間に不和を生じさせる恐れがあるということ、第三はキリスト教の早急な導入は不必要な混乱を起し進歩を遅らす恐れがあるという考えである。

第一の、キリスト教の邪教視に対して、森は次の如く主張する。これらの反対者達はキリスト教の何たるかを知らず、その善悪の識別なしに悪ときめつけてるので全く不合理である。キリスト教の善悪の識別という責任ある仕事をなす権威を持つには、キリスト自身と同等の資質がなければならぬ。良心に関する天賦の人権を冒す権限は政府にもない。

第二の、キリスト教は社会関係の不協和を生じさせるとの恐れに対しては、森は極めて果敢な積極論で反駁する。即ち、「革命なしに進歩はない。社会的軋轢はしばしば祝福である。(Progress without revolution is impossible. A discord in society is

often a blessing.)」<sup>(註12)</sup>そこで問題は予想される軋轢（キリスト教による）が善悪となるか祝福となるかであるが、答は明らかに社会的及び政治的にも祝福である。何故なら新知識の増加とキリスト教道徳力により社会は一段と賢明且つ強大となるであろうから。それは諸国の歴史に照して、キリスト教をその宗教とした国々ほど文明

進歩の先頭に立ったものはないことがその証左である。一時的には危険とみえても、反対者達が社会的改善や政治的進歩の真の理念を知るにつれて、早晩、キリスト教採用の利点がわかるだろう。所詮宗教は全く個人的信念の問題であり、如何なる個人も、また政府といえども、個人の信仰を拒否する権限はない。また如何なる個人も社会も悪を犯すことなしに他人の思想行動を命令する権限はない。然るに擅権者はしばしばこの大悪を犯し、しかも無知からか故意からか、国家への義務履行に最も忠実であるかの如きポーズをとることが多いことを注意すべきである。

第三の、将来社会への混乱への懸念という反対に対しては、用心、慎重なのは必要なことだが、試みることはじめから否定的なのはむしろ怠慢であり、正に進歩への壁となると反論している。然して、進歩に対する最良且つ最適の用心は、法律制定により正しい人権の保障をし、暴力から保護することと、教育制度の樹立により国民を向上させ、さらにその道徳力により人権保障が十全になるよう図ることであると指摘している。

法律制定に関しては、論文末尾に「大日本帝国宗教憲章」として草案を附記したが、その中核は「良心の完全な自由」であり、それは①信教の自由の保障と、②全ての宗教派に対する国家の公平な取扱い、③宗教的信条の相違より起り得べき紛争からの保護の三点の保障を意味している。最善の法律は治者及び被治者双方にとり、最安全の保障である。即ちその下では、治者は最良の大権を得、被治者は全き自由を得るのであるといっている。

次に教育制度の確立については、進歩に対する、より重要な配慮

であり、これによってこそ我々の諸権利が保障されるものである。立法は自由を守る最良のものであるが、その最大の安全保障は普通教育の性格と能力にかかわっている。それは国家の運命を形成する仕事 (the task of moulding the destiny of our nation)<sup>(註13)</sup>であるし、さらにその影響はアジアの他の国々にまで及び、同様の立法を着手させる筈である。従って我々は全力全霊をあげて、この人類の偉大な事業に邁進すべきである。

続いて森は、序文に述べた如き数々の敬辞を以てホールズ・マンを紹介し、次の如き彼の二文章を引用する。一つは「リンゴはそれが熟すまでは本来の意味でのリンゴでないように、人間も教育されるまでは本来の意味での人間ではない。 ("As an apple is not in any proper sense an apple until it is ripe, so a human being is not in any proper sense a human being until he is educated.")<sup>(註14)</sup>」他の文章は「教育こそ我々の唯一の政治上の安全保障であり、この箱舟の外はすべて大洪水である。 ("Education is our only political safety; outside of this ark all is deluge.")<sup>(註15)</sup>」

次いで森は彼の提案した教育制度の性格と範囲について述べる。即ち教育の基本性格はいかなる宗教的影響も排除することであり、教育の範囲は、かたよらない普遍的学習であり、凡ゆる階級、凡ゆる種類の人々に差別なく全き公平さを以て行なわれるべきであると主張する。

結論的に、信仰の自由の主張を繰返す。即ち、信教は純粹に個人の信念の問題であり、いかなる政治権力にも服従し得ない。従って教育行政に宗教的影響を導入することは正しくない。国家はその国

民を暴力より守り、平和を保障する責任があり、その最良の方法は科学や学芸の知識の普及をはかることであり、かくして、啓蒙の堅固な基礎の上に平和を築くことが出来、且つ人類の凡ゆる不幸の源である無知の悪影響を可及的速やかに消滅させることが出来る。この知識の普及は、特定の階級等に限定することなく、凡ゆる人間、男女を問わず、例外なく凡てに及ぼされるべきである。ただ年令と職業による区別は考慮されるべきである。かくして我が国をして明敏な学究たらしめ、やがて近隣諸国に対しても有益な教師として奉仕させ、もって共に幸福と繁栄の好ましい同盟者たらしめようと高い抱負を述べている。

最後に「大日本帝国宗教憲章」の草案を附しているが、前文として、良心及び信教の問題は理性及び信念によってのみ決すべきであり、強制や暴力によるべきではない。また特定宗教の国家保護は、過去の歴史経験が証明済みの国民の不幸となる故、これを防がねばならないと明言し、憲章の各条項に次の如き要旨を挙げている。①良心及び信教の自由は法により禁止されないことの宣言、②国家及び地方権力は、国法に触れない限り、いかなる宗教組織にも干渉しない、③いかなる宗教機関も他の社会機関と別扱いしない、④国家及び地方権力は特定宗派に特権を与えないこと、⑤国家はいかなる宗教組織に属するいかなる人にも特別な位又は称号を授与しないこと、⑥いかなる宗教的怨恨もこれを助長しないこと。

以上が森の「日本における宗教の自由」の概訳である。

## 〔二〕「宗教自由論」の意義及びマンとの関係

既に述べた如く“Religious Freedom in Japan”は森有礼の若年期（満25才）、特殊な背景の下に書かれた英文小論である。しかしながら、その後の森の生涯を辿ってみる時、「宗教自由論」の中で主張された信念、特にその中核たる二つの柱、即ち(1)良心及び信教の自由の保障と、(2)教育の基本的重要性の信念は、一貫して保持され、実践されて来たこと、しかしてこの二つは相互に関連し合つて、国家の命運を形成する大事業であるとの認識は、森にとつて正に生命をかけた信念であり使命となつたことがわかるのである。

そしてこれらの信念、即ち良心ないし信教の自由と教育の重要性こそ、まさにホーレス・マン自身の揺がぬ信念であり、その一生をかけ精魂を傾けて、その実現の為に闘い抜いたテーマであつたのである。マンの死後、そのよき伴侶であつたとともによき助手でもあつたマン夫人メアリーは、その著になるマンの伝記中で「教育、宗教及び政治的自由こそ彼（マン）の生涯と実践の合言葉であつた。」(Education, religious and political freedom were the watch-words of his life and action.)と記している。<sup>(註9)</sup>

これらの信教の自由の保障と教育振興問題は森やマンが語る如く互いに関連し合うものであるが、便宜上分けて考察することにす

### (一) 良心乃至信教の自由の保障について

「宗教自由論」の冒頭において、森は良心乃至信教の自由は人類の天賦の権利であり、文明進歩の基であると言明しているが、この思

考は明らかに西欧的天賦人權思想であり、東洋的発想ではない。この小論文を書くまでに、森は二回にわたって合計五年余の西欧滞在を経験しているが、その時期は一八六五年五月から一八六八年六月迄と一八七〇年十二月から七二年十一月迄（論文執筆時）であつて、森の年令満十八才から二十五才迄の最も感受性の鋭い時期であつた。この間、森は西欧の文明に親しくふれ、大いに開眼し、意識の変化を経験したことは、早くも留学数月後に森自身が兄安武宛の手紙の中で次の如く記している。「……何れ人間一度は宇宙を遊観せずんば十分の大業遂げ難しと愚存仕居候。私にも了簡未た頓と据え不申候得共此度渡海以来魂魄大に変化して自分なから驚く位に御座候。私に於て第一学問する所人物を研究するにありと考ひ付始終心を用ひ汚魂を洗濯仕居申候……」（慶応元年1866）九月一日附）

良心の自由乃至信教の自由を天賦の人權として人間に関する最重の関心事とする信念が、何時頃、そして誰の影響で直接的に森の思考に入り定着したのかは明らかではないが、伝記作者木村匡は、「宗教自由論」に関して、「……先生欧米に航し且米國独立の憲法に於て明らかに信仰自由を宣言せられたるを知悉す」と述べている。<sup>(註18)</sup>

「宗教自由論」の中で展開された、この西欧的思考である信教の自由の保障と、それに続いて主張された神道の国教化反対、さらにキリスト教に対する好意的理解等の思想は、その後の森の生涯における後述の如き実践と相まって、森をして西欧思想、さらにキリスト教思想の信奉者と見做す向きも少なくなき、為に、彼が初代文相に任命される際、天皇侍講の儒者元田永孚により、西教徒と疑われて

強く忌避されたり、<sup>(註19)</sup>さらに森の最後の悲劇、即ち西洋かぶれの不忠者と見做されて神官の息子西野文太郎に刺殺される一因ともなったのである。

森有礼がキリスト教信者であつたか否かについては異論があるところであるが、木村匡とともにしばしば参照される海門山人はその著「森有礼」の中で、森はその若年期、スウェーデンボルグ派のスピリチュアリズムの立場にたつハリスの許にあつた折、一時入信していたが、後に批判的となり脱信したと述べている。即ち「金之丞（有礼）は初め熱心なる基督教信者なりき、ハーリスを信仰敬慕した<sup>(註20)</sup>りき」しかし「金之丞は後単に、スピリチュアリズム」を信ぜざりしのみならず、又自ら基督教信者と称せざりき」と記している。また他の箇処でも同様に記して「彼（森）の実験的論理的の頭腦焉んぞ、スピリチュアリスト」の奇怪妄想的なる教理を容るの余地あらんや」と述べているが、一方で森は聖書を「善良の書賢智の巻」<sup>(註22)</sup>と見ていること、また彼が西欧人と深く接したことから「彼の思想彼の性質習慣等は頗る基督教者と臭味を同ふするもの多かりき、是れ世人の彼を目して基督教者と誤りし所以なる乎」と評している。<sup>(註24)</sup>

森の後妻寛子（岩倉具視の娘）も森の回想記の中で「主人は自分の信仰に就ては一度も私に話したことはございませんでした。しかし、聖書は随分熱心に研究して居りました様で、若い頃は書生に講義をしてやつてゐたことがある相でございます。その生活は全く信者と同じ様な謹厳なものでございました」と述べているように、信者であるなしを別として、森の言動には西欧キリスト教的思想が深くかかわっていたと考えられるのである。森有礼研究者の中でも、

武田清子氏や青山なを氏等は、森とハリスとの出会いを重視しつつ、森に極めて濃厚なキリスト教的思考を見ているし、<sup>(註26)</sup>林竹二氏も、森とハリスとの関係をアメリカで見付け出された資料を基に考究して、森に与えたハリスの影響を極めて大きなものとしている。<sup>(註27)</sup>

一方、木村匡はその「森先生伝」の中で、むしろ森がキリスト信者であることを否定するが如き口吻が多い。即ち「宗教自由論」紹介前後の解説中に、「今日に於て信仰自由の説を聞く殆んど之を怪しむものなし。…明治初年に於ては事頗る新奇に属し…信仰自由を説く者を以て耶蘇教徒と見做せり。信仰自由か憲法の保障せらるる今日に於て先生か耶蘇教徒たりしや否やは殆んど講究の必要なしと雖、他日先生か奇禍を招きたる原因に溯るときは、之を弁明すること無用の勞にあらず」とか、<sup>(註28)</sup>「信仰自由を説くを以て耶蘇教徒なりとするは妄断のみ」と述べ、さらに森が駐清全権公使として李鴻章と会見した折(森の二十九才時)、婦人の取扱いの不当さを指摘してアジア諸国の文明の後進性を批判した森に驚いた李が、西教徒なりやと訊ねたのに答えた森の言葉を次の如く記している。「拙者に於ては西教仏教或は回教其他と雖一も宗教の名あるものを奉することなし、現に斯の如きの俗人なり、只平素正道を守り人を害するなきを以て一身の目的と為すのみ、然れども又我心の我心を迷はずありて甚之を行ひ難しとす」<sup>(註30)</sup>

森はその生涯を通して常に率直誠実な直言を以て通した人柄であったことからみても、右の李鴻章に答えた言葉は真実であると私は考える。青年期に一時入信したか否かは別として、少なくとも帰国後の森は、海門山人の云う如く、その強い合理精神と現実的頭脳か

ら、ハリス流の神秘主義的キリスト教は受け入れ難いものとなつたろうと想像される。

しかしながら、森の思考の基底には、その青年期に長く滞在した西欧での見聞を通じた、西欧的合理主義と、キリスト教的人権思想が深く潜入し定着していたことは、「宗教自由論」のみならず、その後の森の言動を通してみても、明瞭に伺えることである。「宗教自由論」以外に森が宗教に関して論述したものはあまりないが、<sup>(註31)</sup>

「宗教自由論」中展開された信念、即ち信教の自由はあくまで個人的良心の問題であつて特定の宗教を押し付けたり、他から干渉されたりすることを強く拒否すること、従つて教育の場から宗教的影響を排除することは、その後の森の実践の中で一貫して実行された。即ち森は文相として各地を視察した折、その演説中で、しばしば、公立教育の場より特定の宗教教育(宗門教育)を排除すべきことを、特定の政党教育の排除と同様に極めて厳しい態度で指示している。一例をあげれば、明治二十年六月、福島県下での演説中で、「宗門の事も政党と稍々其形跡を同ふす。夫れ宗教の心は深淺の差あるも人各之を自然に有し、而して其外に発するや或は木石或は日星或は神或は道或は徳其帰向する所一ならず其撰択は各人の自由に存するものなれば、教員其人に於ては何に帰向するも国家に害なき以上は固より随意なりと雖、若夫れ之を大切なる中学小学の幼年生徒に伝へ教ふるものとせんか、是未だ思想独立せざるものを教員自己の信仰する所のものに色染せんとするものにして、更に学校教員の目的を弁知せざるのみならず、亦生徒の宗教心の自由発達をも妨害するものなり、斯の如き教員は須らく免職せざるへからず」と述べたが、同



様の要旨は宮城県での演説中でも説いている。またここでは、「…宗門ヲ宗教ト混同スヘカラス、宗教（レリジヨン）ノ心ハ人皆天性之アリ……宗教心ノ外面ニ現ハレタル法式（モード・オフ・レリジヤス・マニヘステーション）即チ宗門トス」<sup>(註33)</sup>と宗教と宗門の區別を説き、宗門の学校教育を厳に禁じたのである。

また森は、日常の道徳倫理は極めて重視しながらも、学校教育の場から、儒教的色彩の濃い修身科教科書（明治十六、七年に文部省自身が作製したもの）<sup>(註34)</sup>を追放し、その使用を禁止した<sup>(註35)</sup>。他方、彼はたびたび行われた神道の国教化の請願をすべて却下し、さらに長年の慣習であつた伊勢神宮の編曆事業を廃して、帝国大学の事業として行わんとした<sup>(註36)</sup>。迷信を排除して、科学的曆をつくらうとしたのであるが、これが後に彼の奇禍の一因ともなつたのである。

以上の如き森の信教の自由にかかわる毅然たる態度、また教育の場から宗門宗派の断乎たる排除などは、まさにホーレス・マンが繰返し主張していたことであつて、「宗教自由論」の中で、教育に関して引用されたマンの思考のみでなく、良心乃至信教の自由に関する基本的考も亦、マンに深く負うていのではないかと思われ、森に西欧的・キリスト教的思考の影響を強く与えたのは、ハリスよりむしろマンではなからうかと私は考えるのである。

ホーレス・マンの宗教観及び実践については詳述する余裕がないのは残念であるが、マン自身は敬虔なキリスト教徒として育ち、その一生を通じて真摯な「使徒的」生涯を過した人である。しかし子供時代に経験したニュー・イングランド特有の厳しいカルヴィニズムの「裁きの神」的信仰や独善・排他的教義に対しては後に批判的

となり、ブラウン大学時代の宗教覚醒運動を通じて真の宗教にふれ、即ち「愛の神」の認識と実践倫理的神の理解を得た。さらにその後ユニテリアン派のウイリアム・チャニング博士(Dr. W. Channing)や哲人エマソン(Emerson)やまた哲学者ジョージ・コーム(George Combe)等を知つて、良心に立脚した自由な信仰の立場に立つと共に、オースドックスな教派の偏狭で強制的な教理に対して強い怒りを感じるようになった。彼はしばしばその日記や手紙や、さらに教育長時代の年次報告書等の中で、繰返し良心乃至信教の自由を主張し、教派の押付の不当さを強調しているが、同時にその信念の実践的闘いを果敢に行なっている。

即ち、彼が下院議員時代(1827)に行なつた最初の演説は「宗教の自由の擁護について」(in defence of religious liberty)と題して、特定宗派に対する公的援助に反対したものであつた<sup>(註37)</sup>。また教育長時代のマンは、その初年度から、公立学校に於ける政治的論争の排除と共に、教派的宗教教育の排除を主張し、且つ特定宗派の立場により書かれた教科書に反対し、しばしば教派側からの露骨な反対や迫害を受けながらも、敢然として、この主張を変えず、最後の年に至るまで闘い続けた。彼は第一年報の中で、学校は中立の場であるべきと云い、もし特定宗派の教理が教えられるなら、「極端な見解の性格は、その偶像化された真理の前に他の凡ての真理をぬかずかせる恐れがある」(… it is the nature of extreme views to make all other truths bow down before the idolized truth.)<sup>(註38)</sup>と述べたが、最後の第十二年報でも「断乎として信教の自由を次の如く主張している。『…各人の信条は真理に関する彼自身の

基準であつて、いかなる他人の為の基準ではない。……各人が自己自身の最良の光と指針に従う責務を負っているという事実は、他のいかなる人間、または政府の強制干渉の権利をはっきりと拒否するところとである」(…each man's belief is his own standard of truth; but it is not the standard for any other man. … And the fact that each man is bound to follow his own best light and guidance is an express negation of any other man's right, and of any government's right, of forcible interference.)<sup>(註38)</sup>

これらのマンの主張及び実践を見る時、森のそれらとの共通性が強いことに驚かされ、森に与えたであろうマンの直接又は間接の影響は否定出来ぬものと考えられるのである。

## (二) 教育の重要性について

「教育」こそ文明進歩にとって最良の方法であり、人間たらしめるとともに、社会にとつても最大の安全保障となるとの考は、既に述べたごとく、森及びマンの強い信念であり、共にその為には生命をかけて悔ない大事業と観じたことであつた。一八三七年六月二十八日、マサチューセッツ州教育委員会の設立とともにその初代教育長に推されたマンは、その夜及び翌二十九日正式就任受諾の日さらに翌三十日の日記に、「三度に亘つて、「殉教者の精神」(the spirit of a martyr)」「自己放棄の精神」(the spirit of self-abandonment)」「自己犠牲の精神」(a self-sacrificing spirit)でこの大事業に立ち向う決意を記したが、それから約半世紀後の明治十九年(1886)一月、即ち初代文相就任の翌月、森は「自警」と題する文章を草して、その中で

教育行政の重責を痛感し、最後に「…終に以て其職に死するの精神覚悟あるを要す」と結んでいる。教育事業の重責に殉ぜんと森のこの覚悟は、マンのそれと全く同一である。「偶然の一致」と片附けられない思考の共通性が両者に脈打っていると思えるのである。

ところで「宗教自由論」に於て、教育の重要性を説くに際して引用されたマンの二文章は、一つは教育の人間にとっての不可欠性と普遍性の宣言であり、他は教育の社会にとっての安全保障性の主張である。前章に於てそれらの原文及び訳文を示したが、第一文はリングの例を以て教育によってのみ人間は真の人間となることを強調したのであるが、この教育についての期待と信念は大学時代に既にマンが抱いたものであり、一八一九年ブラウン大学を首席卒業するに際しての彼の記念講演の題は「人類の進歩的性格について」(The Progressive Character of the Human Race)<sup>(註41)</sup>であつた。

また教育長としての最初の年次報告中でも、リングの例と同様発想の文が見られる。即ち「人類の祖先がその肉体を完全に形造られても、もし神がその中に活きた魂を吹き込まなかつたら、今日まで、エデンの美しい園の中に動かぬ物体として横たわっていたかもしれない。同様、子供達もその能力が開発されぬうちは、知識のパラダイスに囲まれていても、単なる生氣のない物の形に過ぎまい」(As the progenitor of the human race, after being perfectly fashioned in every limb and organ and feature, might have lain till this time, a motionless body in the midst of the beautiful garden of Eden, had not the Creator breathed into him a living soul; so children, without some favoring in-

fluences to woo out and cheer their faculties, may remain mere inanimate forms, while surrounded by the paradise of knowledge.)<sup>(註2)</sup> それ故にマンは凡ての子供達を、男女に拘らず、教育すべく、公教育の普及を目指して日夜奮闘したのである。

各年報には繰返し every child; all children; mankind at large; all the sons and all the daughters 等の言葉が見え、彼等に教育の必要を力説しているのである。また後に(1853)マンが求められて、オハイオ州に新設されたアンティオク大学(Antioch)の学長に就任した際、彼は大学の門を広く凡ての人々に、即ち男女の性別、人種別、信仰別にかかわらず開放することを条件に引受けたのであった。

森が「宗教自由論」中で、教育の門戸を凡ての人々に、男女の別や階級、種類の別なく公平に開けと提案しているのは、そのままマンの主張と同じである。「この凡ての人々に教育を」の精神は原則的には森の生涯を貫いたテーマであり、特に女子教育に対する彼の好意・期待は当時としては比類のないものであった。(之については拙稿「森有礼と女子教育」参照)しかしながら、一般庶民教育については、文相時代の経済的不況もあって十分力がとどかず、むしろ後進国の文相としての森は、国家的見地から、大学教育や師範教育の充実による指導者養成を通して、上からの衆愚の引上げ指導を能率的に図ろうとしたとも推測されるのである。

この様な森の姿勢は、マンの引用文の第二のものと同層深くかわってくるのである。「教育は政治的安全保障」(Education is our only political safety)とするマンの思考は、この文の後半の「こ

の(教育の)箱舟の外は凡て大洪水である」の認識、つまり当時のアメリカ社会には、急激に伸長しつつあった資本主義的産業の歪として、多くの社会悪即ち道德的墮落、貧困、犯罪が洪水の如く渦捲いていたこと、しかもこれらの社会悪は無知や無教育から生じているとの認識に基づくものであった。マンにとっては、当時頻発していた人種紛争その他の社会暴動も、無知から起ったモブの騒動と見做され<sup>(註43)</sup>、また社会階級差も貧富の差より教育ある者と無教育者の差と理解していた<sup>(註44)</sup>。従ってマンは教育は凡ゆる他の方法に優って、社会を安定させる妙法と考えたのである。第十二年報に於ても次の様に自信を以て断言している。「人類が考えついた他の凡ゆる方策に優って、教育こそは人々の条件を平均化する最大の法である—即ち社会機構の平衡輪である」(Education, then, beyond all other devices of human origin, is the greatest equalizer of the condition of men—the balance-wheel of the social machinery)<sup>(註45)</sup>

さらにマンは、教育の積極的な社会的生産性—国富の創造性をも主張する。この考は特に第五年報及び第十二年報に展開されている。「そこで、富の創造にとって、また富裕な国民や富裕な国家の存在にとって、知性こそ重大条件なのだ」(For the creation of wealth, then, for the existence of a wealthy people and a wealthy nation,—intelligence is the grand condition.)<sup>(註46)</sup>

では、この様なマンの考、即ち政治的安全弁としての教育観は、森によりどの様に受けとめられたのであろうか。森も「宗教自由論」中で、「無知は人類の不幸の源であり、教育の普及により、無知

の悪影響を可及的速やかに消滅させることが出来、且つ啓蒙の堅固な基礎の上に平和を築くことが出来ると主張しているが、之は全くマンの考と同じである。また木村匡の伝記によれば、森も社会階級の差を往昔の如き世襲によるのではなく、教育の高低によるものと理解していた様であるが、<sup>(註47)</sup>しかし、マンとの違いは、マンが教育の普及による社会階層の平均化を意図していたのに対し、森はむしろ教育によって中等以下の者と上流社会に属す者とを分け、上流指導者階層は「社会多数の思想を左右するに足るべきもの」として重視した。<sup>(註48)</sup>

この様な森とマンの相違或はズレは、「政治的安全保障」(political safety)の目標に於ても見られよう。マンの場合は、あくまでアメリカ国内の社会現象とのかかわり合いの中で思考され、前述の如く、社会的諸悪からの安全保障であり、積極的には社会的富の創造に於ける安全保障であった。このことは当時のアメリカがモンロー宣言(1823)以来、他国との間に非干渉主義を採り、従って対外的平和に安住し得、むしろ問題は急激な資本主義産業の発達による国内的矛盾の方が大きかったからである。

一方、森の場合は、維新後間もない日本のエリート官僚として、外交官として活躍した場合も、また初代文相として文政の責任者となった場合も、その眼は絶えず、日本を圍繞する世界の情勢に開かれ、特に十九世紀後半の西列強の露骨な帝国主義的東洋侵略に対する危機感が強く存していた。従って森にとっては「政治的安全保障」とは「国家の安全」であり、「国家の独立の保障」であり、さらに積極的には「国家の富強」「国家の進運」を意味した。「宗教自由論」中でも既に、教育は「国家の命運を形成する事業」(the task

of moulding the destiny of our nation)と観じていたが、文相として直接教育行政の最高責任者になるに及び、「国家富強の本は教育にあり」との信念の下に、凡ゆる教育は「国家の為」を第一にとし、凡ての国民に上下を問わず、男女を問はず、国家を思う気概を持たせようとした。即ち一方に於て、最高学府たる帝国大学に対しても「……學術の為と国家の為とに關することあらは、国家のことを最先にし最重んせざるへからざるか如し……」と命じ、他方井上毅に代筆させた閣議案中では「……一般教育の準的を達し、最下等の人民に迄要する所の品位を一定ならしめ、国家の全部を挙げ奴隸卑屈の氣を驅除して遺す処なからしめ、而して國本を鞏固にし國勢を維持するに於て裨補する所必多からん」と述べ、さらに女子に対して「女子は常に此精神(國家の獨立を思ふ精神—筆者註)を以て女子と雖も國家の為めには、身命を捨てざる可らずとの覺悟をなし……」<sup>(註51)</sup>(奥羽地方での説示中)と國家意識を鼓舞したのである。この様な國家意識の強い教育奨励は、森が文相時代、全国各地を巡視しての演説中に数多く見られるのである。

かくて森にとっては、マンより引用した「教育の政治的安全保障」の考えは、マンの意図したものとはズレながらも、後年ますます重要な意味を持ち、彼の教育行政の中心課題となつて、ずっしりとした重みで定着したと云うべきであろう。

## 〔結〕

以上、森有礼がその青年期に草した「日本における宗教自由論」に展開された思考が、その後の森の生涯において、いかに重要な意

味をもって実践されて行ったか、また、「宗教自由論」の論旨の中に、さらにその後の森の実践の中に、ホーレス・マンの思想がいかに深くかかわっていたかと推察されるかを、限られた紙数の中で論じつつ、「宗教自由論」が森の若年期に特殊な背景の許に書かれた小論文でありながら、森有礼理解にとつて、決定的に重要な意味をもつものであることを論じたつもりである。

また、始めにも述べた如く、森の思想形成に強く見られる西欧的合理精神やキリスト教的な人権思想、さらに教育至上思想は、誰にも優つて、ホーレス・マンに深く負うていないかという、これまでの森研究者達が見逃がして来た点に、問題を提起したつもりである。

良心乃至信教の自由、特定宗派への公的保護の反対、教育の場の政治的・宗派的中立性、教育の性別・種別なしの普及、教育による社会悪の排除と文明の推進、女子教育の重要視等は、マン及び森の等しく主張するところであった。しかし、教育による「政治的安全保障」は、文字の上では等しく唱えられながら、その内包される概念は、両者においてズレが見られたのは前章で述べた通りである。対外的に平穏な時代に生きたマンには国家意識が稀薄であり、「人類社会」の倫理的純化向上という、極めて抽象的・普遍的な理想論からの教育の重要性の理解であったのに対し、対外的に、先進西欧諸国の露骨な侵略野望に直面した厳しい時代に、東洋の小島国の政治的責任者の一人であった森は、西欧諸国を熟知していたが故に、一そう「日本国家」の運命に対する意識が熾烈であったのであり、両者の置かれた国情の相違から「政治的安全保障」についての意識の

ズレが生じたのは、歴史的必然というべきであろう。

ただ森における国家意識は、後進国の西欧先進国に対する覚醒的ナショナリズムであり、その基底には広いインターナショナルな見識が裏打ちされていたと考えられるのであり、彼は、「宗教自由論」中で述べた如く、日本の覚醒と教育文化の進歩は、やがて他のアジアの後進諸国へも波及して彼等をも眼醒すだろうと夢想したのであるが、彼の死後、彼が主張した国家主義的教育は歪曲され、独善、狭少、排他的なものへと反動化し、同時に次第に助成された軍国主義的教育と相まって、日本をして、森が恐れた先進西欧諸国の帝国主義的侵略と同じく、アジアの後進諸国への露骨な侵略戦争へとかり立てて行く役割を荷うようになるのは、まことに歴史の皮肉といわねばならない。

ともあれ、森の“Religious Freedom in Japan”は、その重要性が再認識されねばならず、また森有礼とホーレス・マンの関係も、さらに追求されねばならないと考えるのである。(了)

(註1) 武田清子「人間観の相剋」(S34年刊)中の「日本の精神的土壌とキリスト教」p.12 (オリジナルな論文発表はS33「東洋思想講座」第二巻)及び「森有礼における教育人間像」pp.191-231 (オリジナルな論文はS32国際キリスト教大学「教育研究」第四号)

(註2) 坂元盛秋「森有礼の思想」(S44刊) pp.55-79

(註3) 木村匡「森先生伝」(M32刊) p.48, 63, 65

(註4) 前掲書 pp.77-78

(註5) 前掲書 p.63

(註6) カネチカット州では、マンと並び称せられる偉大な教育行政家ヘンリー・バーナード(Henry Barnard 1811-1900)が1838-42年及び1851-58年同州教育委員会教育長として教育改革を行なったので、バーナードの影響も大きい。また彼は1867-70初代合衆国教育局長としても活躍したが、森が外交官として駐米した時には既に隠退していた。そのせいか、森の伝記者達が記したところの駐米時代の森と親交のあったアメリカ著名士達のリストの中にはバーナードの名前は見当らな。

(註7) Mary Peabody Mann: "Life of Horace Mann" p. 45, p. 54

(註8) 目賀田種太郎男爵の再編集(1926) "The Japanese in America" (1926刊) 中の序文(目賀田自身の英文による)(原本は森有礼が秘書の Lanman に編集させ、一八七三年に刊行したもので、目賀田が森自身から贈られたものである。)尚、故目賀田種太郎男爵編纂会編の「男爵目賀田種太郎伝」中にも、同一のエピソードが記されているが、前記の英文を参照したものをらしい。

(註9) 明治文化全集第十一卷(宗教篇)(S3刊) p. 11(英文篇)

(註10) 前記の明治文化全集第十一卷(宗教篇)に "Religious Freedom in Japan" の英文原文を収録するに際し、その解題を記した吉野作造博士は、この小論は三条公に上るの書に擬して、主として米国人に見せる為に英文で書かれたものであると同時に、本国要路の人にも贈ったことは疑あるまいと述べている。

(註11) 坂元盛秋、前出書 pp. 55-79

(註12) 明治文化全集第十一卷(英文篇) p. 6

(註13) 前掲書(英文篇) p. 10

(註14) (註15) 前掲書(英文篇) p. 11

(註16) Mary Peabody Mann: 前出書 p. 60

(註17) 木村匡、前出書 p. 15

(註18) 前掲書 p. 229

(註19) 元田永孚はかねてより森をキリスト教徒と信じており、また儒教に基づく徳教を主張していただけに、森の文相就任に強く反対したが、森の教育観に共鳴し、森の文相を宿志としていた伊藤博文(初代内閣総理大臣)は天皇に直接面接して聖断を得たと伝えられる。(伊藤博文伝、土屋忠雄「明治前期教育政策史の研究」(S37刊) pp. 293-4)

(註20) (註21) 海門山人「森有礼」(M30年刊) p. 19, p. 20

(註22) (註23) (註24) 前掲書 p. 37, p. 38, p. 40

(註25) 「みくに」S13年3月号—武田清子「人間観の相剋」p. 195

(註26) 武田清子、前掲書 pp. 195-196 及び青山なを「森有礼の婦人観」—「明治女学校の研究」(S45年刊) pp. 106-113。尚このオリジナルな論文はS34年刊行の東京女子大学比較文化研究所紀要第7巻 pp. 99-105

(註27) 林竹二「森有礼とトマス・ハリス」—「日米フォーラム」1963.3-4号

(註28) (註29) (註30) 木村匡、前出書 p. 229, p. 239, p. 103

(註31) 明六雑誌第6号(M7年刊)に森は「宗教」と題して寄稿しているが、これはワッテル及びヒリモア万国公法の中、宗教に関する箇処の紹介である。ただ前文に「凡ソ教事ハ人民各自ノ所好ニ随テ為サシメ、若シ之ニ由テ外顯他人ノ妨害トナル者ハ政府宜シク法ヲ設ケテ之ヲ制スヘシ」と記している。

その他では文相時代各地を視察の折の演説中で、特定の宗教教育(宗門教育)に反対している。(福島県や宮城県での演説)  
(註32) 木村、前出書 p. 218, 及び日下部三之介編「森子爵之教育意見」(M21年) p. 47

(註33) 日下部、前掲書 p. 76

(註34) 明治十九年五月文部省令第八号にて修身は教科書を使用せず平易な談話でなすべしと指令し、次いで翌二十年五月教科書の使用禁止の通牒を出した。

(註35) (註36) 木場貞長談「森有礼先生を偲びて」—南国史叢第四輯 pp. 23-24, 24-25 及び大久保利謙「森有礼」 p. 152

(註37) Mary Peabody Mann: 前出書 p. 34

(註38) First Annual Report of the Board of Education (1838) p. 33

(註39) Twelfth Annual Report of the Board of Education (1849) p. 108

(註40) Mary Peabody Mann: 前出書 p. 79, p. 80, p. 81

(註41) 前掲時 p. 28

(註42) The First Annual Report p. 47

(註43) 1837年六月十一日附マンの日記に、アイルランド移民達の暴動に関して、理性と遵法精神の必要と共に、教育ある者達は民衆思想指導の責任があると記している。—Mary Mann: 前出書 pp. 74-75

(註44) 前掲書 pp. 63

(註45) The Twelfth Annual Report p. 59

(註46) 前掲書 p. 67

(註47) 木村匡、前出書 p. 186, p. 189

(註48) 前掲書 p. 189

(註49) 前掲書 p. 143

(註50) 前掲書 p. 151 及び大久保利謙「森有礼」 p. 200

(註51) 「女学雑誌」第一四〇号 (M21・12・15刊) p. 10

#### 〔追記〕

森有礼の「日本における宗教自由論」中に引用されたホーレス・マンの二文章の出典については、今日までいろいろ努力してみたが見出し得ないのである。即ちマンが教育長時代の十二年間に書かれた有名な年次報告書のすべて、また種々の講演集、さらにマン夫人編著のマンの伝記中に豊富に収録されているマンの日記や書簡類等入手出来る限りの資料に当たったが、発見出来なかった。そこで手がかりを求めて、森家の当主森有剛氏(有礼の嫡孫)に森有礼の蔵書の行方をお尋ねしたところ、その行方は不明であるが、戦時中、疎開に際して有剛氏の父君の蔵書類をI古書店に処分したので、或はその中に有礼の蔵書も入っていたかもしれないとのことであったので、I書店を訪ねてみたが、マン関係の本は皆無とのことであった。さらに昨年、アメリカのホーレス・マン連盟本部にも問い合わせたが、今日まで回答がないのである。今後も出典の探求は続けるつもりであるが、御存知の方があればお知らせいただきたい。